

平成18年7月7日 第1回 臨時会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成18年7月7日（金）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成18年7月7日（金）午後2時開会
北河内4市リサイクル施設組合議会平成18年第1回臨時会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	仮議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	選 挙 第 1 号	議長の選挙	
4	—	議席の指定	
5	選 挙 第 2 号	副議長の選挙	
6	選任同意 第 1 号	監査委員の選任について	
7	報 告 第 1 号	専決事項の報告について	
8	議 案 第 3 号	（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設工 事請負契約締結について	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成18年第1回臨時会会議録

1. 開 会 平成18年7月7日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)

1 番	三木 静夫 (枚方市議会)
2 番	千葉 清司 (")
3 番	石村 淳子 (")
4 番	岡林 薫 (")
5 番	西田 政充 (")
6 番	安田 勇 (寝屋川市議会)
7 番	渡辺 敏弘 (")
8 番	鮫島 和雄 (")
9 番	松尾 信次 (")
10 番	扇谷 昭 (四條畷市議会)
11 番	岸田 敦子 (")
12 番	前波 艶子 (交野市議会)
13 番	山口 幸三 (")

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘 (寝屋川市長)
副管理者代理	小堀 隆恒 (枚方市副市長)
副管理者	田中 夏木 (四條畷市長)
副管理者	中田 仁公 (交野市長)
収入役	吉岡 國夫 (寝屋川市収入役)
事務局長	中野 泰雄 (兼務)
課長代理	永田 昌宏
課長代理	辻 康明
係長	端野 敦夫 (兼務)
係長	向井 滋美
技術職員	川田 浩司 (兼務)

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）環境部部長（広域リサイクル事業担当）

寺西 喜久雄

環境部次長（広域リサイクル事業担当）

兼ごみ減量推進課長 濱本 遵市

（枚方市） 環境事業部長 富田 藹

環境事業部次長 影林 修

議会事務局次長 交久瀬 和広

減量総務課長 山下 修

（四條畷市） 市民生活部長 星野 重雄

生活環境課課長 北崎 文雄

（交野市） 環境部長 宇治 正行

環境部参事兼循環型社会推進室長

中西 伊三夫

廃棄物対策課課長 松下 篤志

1. 議会事務局職員出席者

事務局長 中野 泰雄（兼務）

組合議会事務員 西尾 和三

係長 端野 敦夫（兼務）

技術職員 川田 浩司（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成18年第1回臨時会会議録目次
(平成18年7月7日)

開議（午後2時00分）	1
臨時議長の選出（安田 勇臨時議長）	1
出席状況の報告	1
安田 勇臨時議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（岸田敦子議員と前波艶子議員）	2
仮議席の指定	2
会期の決定	2
選挙第1号 議長の選挙	2
三木静夫議長就任のあいさつ	3
議席の指定	4
選挙第2号 副議長の選挙	4
渡辺敏弘副議長就任のあいさつ	4
正副議長就任に際しての馬場管理者のお祝いのことば	5
選任同意第1号 監査委員の選任について	5
（扇谷 昭議員退場）	
馬場好弘管理者の提案理由説明	5
選任同意第1号採決（扇谷 昭議会選出監査委員）	5
（扇谷 昭議員入場）	
諸般の報告	
（平成18年2月13日から平成18年7月6日までの諸会議の報告）	6
報告第1号 専決事項の報告について	6
専決第1号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正 予算（第4号）及び専決第2号 平成18年度北河内4市リサ イクル施設組合補正予算（第1号）	
辻 康明課長代理の提案理由説明	6
3番 石村淳子議員の質疑	10

1. 循環型社会形成推進交付金と廃棄物処理施設整備費国庫補助金 について	
2. その他	
中野泰雄事務局長の答弁	1 1
石村淳子議員の再質問	1 3
中野泰雄事務局長の答弁	1 5
石村淳子議員の再々質問	1 6
中野泰雄事務局長の答弁	1 7
9 番 松尾信次議員の質疑	1 7
1. 環境問題について	
2. 住民合意について	
中野泰雄事務局長の答弁	1 8
松尾信次議員の再質問	1 9
中野泰雄事務局長の答弁	2 1
馬場好弘管理者の答弁	2 1
松尾信次議員の再々質問	2 1
9 番 松尾信次議員の反対討論	2 3
報告第 1 号採決	2 3
議案第 3 号 (仮称) 北河内 4 市リサイクルプラザ建設工事請負契約締結 について	2 3
永田昌宏課長代理の提案理由説明	2 3
11 番 岸田敦子議員の質疑	2 5
1. 活性炭設備について	
中野泰雄事務局長の答弁	2 6
岸田敦子議員の再質問	2 6
中野泰雄事務局長の答弁	2 7
岸田敦子議員の再々質問	2 8
10 番 扇谷 昭議員の質疑	2 9
1. 低入札価格の確認について	
中野泰雄事務局長の答弁	3 0

扇谷 昭議員の再質問	3 1
11 番 岸田敦子議員の反対討論	3 3
議案第 3 号採決	3 3
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	3 3
三木静夫議長の閉会のあいさつ	3 4
閉会（午後 3 時 54 分）	
地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名	
付議事件一覧表	

(午後 2 時 00 分 開会)

○事務局長(中野 泰雄君) 本日は何かとご多忙の中、北河内 4 市リサイクル施設組合議会の臨時会にお集まりいただきありがとうございます。

また、日頃から本組合には格別なご理解とご配慮を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本組合の事業につきましては、本年 3 月の国庫補助金の採択によりまして、いよいよ施設の建設工事に着手していく段階を迎えております。大変重要な時期となっております。

本日は平成 18 年度当初の組合議会でございます。枚方市議会と寝屋川市議会からは新たな派遣議員さんにもお越しいただいております。つきましては本日、正副議長の選挙からお願いいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは地方自治法第 107 条に議長が選挙されるまでの間は、年長の議員が議長の職務を行うと規定されておりますことから、本日の出席議員中、年長の議員でございます安田勇議員に臨時に議長の職務を行っていただきたいと存じます。恐れ入りますが、安田勇議員、議長席にお移りいただきたいと存じます。よろしくお願ひを申し上げます。

○臨時議長(安田 勇君) ただいまご紹介いただきました安田でございます。議長が選挙されるまでの間、私が臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は何かとご多忙の中をお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

開会に先立ちまして、事務局長に議員の出席状況を報告いたさせます。中野事務局長。

○事務局長(中野 泰雄君) 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名です。以上で報告を終わります。

○臨時議長(安田 勇君) ただいま事務局長から報告のとおり出席議員は定足数に達しておりますので、これから平成 18 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

まず開会に際し、管理者からあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 臨時会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げ

ます。

議員の皆様におかれましてはご多用の中、平成18年第1回北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

当組合は、循環型社会の形成を目指し、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設のため、基本設計や都市計画決定、用地の取得など準備を進め、本年3月には国の廃棄物処理施設整備費国庫補助金の採択を受けることができました。これもひとえに議員各位並びに関係者の皆様方のご指導とご鞭撻の賜物でございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、監査委員の選任同意及び専決処分の報告と(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設工事請負契約締結についてを予定しております。各案件につきましては、上程の際ご説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議の上、ご可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、臨時議会開催にあたりましてのごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

○臨時議長(安田 勇君) 管理者のあいさつは終わりました。

次に本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は岸田敦子議員、前波艶子議員の2名を指名いたします。

次に日程第1、仮議席の指定を行います。議長が議席の指定を行うまでの間、ただいま皆さんが着席されている議席を仮議席として指定いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(安田 勇君) ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

次に日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(安田 勇君) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

これから指名推選を行います。お諮りいたします。指名推選の指名者は、臨時議長にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(安田 勇君) ご異議なしと認めます。よって指名推選の指名者は、臨時議長にすることに決しました。

次に議長の指名を行います。議長に三木静夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名しました三木静夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(安田 勇君) ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました三木静夫議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました三木静夫議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

三木静夫議長から就任に際し、あいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。三木静夫議長。

○議長(三木 静夫君) 枚方の三木でございます。議長就任にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今回の議長選挙にあたりまして、皆様方の温かいご理解とご支援をいただき、不肖私が議長の要職をお受けすることになりました。まさに身の引き締まる思いでございます。私自身、浅学非才の者でございますが、前議長同様、当組合議会の円滑な運営に全力を尽くしてまいりたいという決意でございますので、よろしく願い申し上げます。

当組合が計画しております施設は、地球規模の環境問題に4市が共同して取り組むという実に画期的であるというふうに思っております。持続可能な循環型社会の形成を目指すという誠に意義の深い事業だというふうに考えているところでございます。来年4月末までの1年間、皆様のご理解とご協力をいただきまして、重責を全うしてまいりたいというふうに決意を新たにしているところでございます。今後ともよろしく願い申し上げまして、簡単でございますが、就任に際しての御礼のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長(安田 勇君) 三木静夫議長のあいさつは終わりました。

それでは三木静夫議長と交代します。ここで仮議長の職務を終わらせていただきます。ありがとうございました。三木議長よろしく願いします。

(議長交代)

○議長(三木 静夫君) それでは引き続き議事を行います。

日程第4、議席の指定を行います。議席は、お手元に配布しております議席表のとおり指定いたします。

日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三木 静夫君) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

これから指名推選を行います。お諮りいたします。指名推選の指名者は、議長にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三木 静夫君) ご異議なしと認めます。よって指名推選の指名者は、議長にすることに決しました。

副議長の指名を行います。副議長に渡辺敏弘議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました渡辺敏弘議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三木 静夫君) ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました渡辺敏弘議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました渡辺敏弘議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

渡辺敏弘副議長から就任に際し、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。渡辺敏弘副議長。

○副議長(渡辺 敏弘君) 寝屋川の渡辺でございます。ただいまは副議長にご推挙をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。

私自身まだまだ未熟ではございますが、皆様の温かいご支援をいただきまして、微力ながらも本組合の運営に貢献をさせていただく所存でございます。先ほど議長も申されましたが、当組合の事業は、環境の時代と言われる21世紀の地球的政策に沿った重要な事業であると考えております。

これよりは三木議長のもと、公平かつ円滑な議会運営に全力で取り組んでまいりますので、皆様方の温かいご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単措辞ではありますが、就任に際しての御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三木 静夫君） ただいま管理者から、このたびの正副議長の就任に際し、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 一言お祝いのごあいさつを申し上げます。

このたび、新しく北河内4市リサイクル施設組合議会の議長にご就任いただきました三木静夫議員並びに副議長にご就任いただきました渡辺敏弘議員に心からお祝いを申し上げます。

今後、正副議長には当組合の運営につきまして深いご理解とご協力をいただきますとともに、議会運営に格別のご配慮を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。私どもは、副管理者をはじめ、事務局職員一丸となりまして、事業の円滑な推進に全力で取り組む所存でございます。

何とぞよろしくご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、誠に簡単でございますが、正副議長ご就任に際してのお祝いのごあいさつといたします。誠におめでとうございます。

○議長（三木 静夫君） 日程第6、選任同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本件は地方自治法第117条の規定により、扇谷昭議員が除斥となります。

（10番 扇谷昭議員 退場）

○議長（三木 静夫君） それでは管理者から提案理由の説明を求めます。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） それでは選任同意第1号 監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

監査委員山口幸三氏が辞職のため、後任委員として扇谷昭氏を北河内4市リサイクル施設組合議会選出監査委員といたしまして選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。

何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げまして、選任同意第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三木 静夫君） 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

扇谷昭議員の除斥を解きます。

(10 番 扇谷昭議員 入場)

○議長（三木 静夫君） この際、諸般の報告をいたします。

平成 18 年 2 月 13 日から平成 18 年 7 月 6 日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布いたしております報告書のとおりであります。ご了解いただきますようお願いいたします。

日程第 7、報告第 1 号 専決事項の報告についての平成 17 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算（第 4 号）及び平成 18 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算（第 1 号）を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。辻課長代理。

○課長代理（辻 康明君） ただいまご上程いただきました報告第 1 号 専決事項の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の 2 ページをお開き願います。

今回、専決処分をいたしましたのは 2 件でございます。本来なら組合議会の議決を得るべきところでございますが、いずれも急施を要しましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、管理者において専決処分いたしました。同条第 3 項の規定によりご報告し、承認を求めるものでございます。

まず専決第 1 号 平成 17 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。

本件につきましては、造成工事実施設計委託料を除く施設建設事業費が、国庫補助金採択の遅れにより未執行となったため、施設建設関連予算の減額及び継続費の年割額の変更について、平成 17 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたものでございます。

平成 17 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 7040 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8263 万 1000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳出からご説明申し上げます。議案書の12ページをお開き願います。

3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費、減額補正11億6825万1000円でございます。内容といたしましては、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ工事監理委託料1165万5000円、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設事業及び造成工事11億5659万6000円を減額補正いたしましたものでございます。

続きまして4款 公債費、1項 公債費、1目 利子、減額補正214万9000円でございます。内容といたしましては、国庫補助金の納入及び組合債借入までの資金に対する一時借入金利子を減額補正いたしましたものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、8ページにお戻り願いたいと存じます。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金、減額補正6964万3000円でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が3383万6000円の減額、寝屋川市負担金が2181万3000円の減額、四條畷市負担金が626万2000円の減額、交野市負担金が773万2000円の減額となっております。

次のページ、10ページをお開き願います。

2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 衛生費国庫補助金、減額補正3億8675万7000円でございます。国庫補助金につきましては、補助率3分の1の循環型社会形成推進交付金として予算計上させていただいておりましたが、本組合の事業が補助率2分の1の国庫補助事業として採択されたため、循環型社会形成推進交付金の減額を行い、新たに廃棄物処理施設整備費国庫補助金を予算計上したものでございます。なお、補助基本額420万円につきましては、造成工事实施設設計委託料でございます。

続きまして4款 組合債、1項 組合債、1目 組合債につきましては、一般廃棄物処理事業債を7億1400万円減額いたしましたものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして5ページにお戻り願いたいと存じます。

「第2表 継続費補正」でございます。これは(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設事業といたしまして総額21億5546万1000円の議決をいただいております。

のを、建設工事費及び工事監理委託料が未執行であったため、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、継続事業に変更したものでございます。年割額につきましては、補正前の平成 17 年度年割額 10 億 2629 万 1000 円を平成 19 年度の年割額に変更いたしております。なお、継続費の総額につきましては変更いたしておりません。

続きまして 6 ページをお開き願います。

「第 3 表 地方債補正」でございますが、平成 17 年度におきまして一般廃棄物処理事業債の発行はございませんので、廃止いたしましたものでございます。

以上が専決第 1 号でございます。

続きまして専決第 2 号 平成 18 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。議案書の 16 ページをお開き願います。

本件につきましては、平成 17 年度に単年度事業として予定いたしておりました造成工事を平成 18 年度早期に実施するため、また継続費の年割額を変更するため、平成 18 年 4 月 1 日付で専決処分いたしましたものでございます。

平成 18 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 6 億 3370 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5107 万 3000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

(一時借入金の補正)

第 4 条 一時借入金の借入れの最高額に 7 億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を 18 億円と定める。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳出からご説明申し上げます。議案書の 26 ページをお開き願います。

3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、補正額 6 億 4436 万円でございます。内容といたしましては、(仮称)北河内 4 市リサイクルプラザ工事監理委託

料 651 万円の追加補正、(仮称)北河内 4 市リサイクルプラザ建設事業及び造成工事 6 億 3785 万円の追加補正でございます。

続きまして 4 款 公債費、1 項 公債費、1 目 利子、減額補正 1065 万 5000 円でございます。内容といたしましては、平成 17 年度に発行を予定いたしておりました組合債の利子 1191 万 4000 円の減額補正、国庫補助金の納入及び組合債借入までの資金に対する一時借入金利子 125 万 9000 円の追加補正でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、22 ページにお戻り願いたいと存じます。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金、減額補正 1109 万 8000 円でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が 540 万 1000 円の減額、寝屋川市負担金が 345 万 7000 円の減額、四條畷市負担金が 99 万 7000 円の減額、交野市負担金が 124 万 3000 円の減額となっております。

次のページ、24 ページをお開き願います。

2 款 国庫支出金、1 項 国庫補助金、1 目 衛生費国庫補助金、補正額 5 億 2180 万 3000 円でございます。国庫補助金につきましては、補助率 3 分の 1 の循環型社会形成推進交付金として予算計上させていただいておりましたが、本組合の事業が補助率 2 分の 1 の国庫補助事業として採択されたため、循環型社会形成推進交付金の減額を行い、新たに廃棄物処理施設整備費国庫補助金 8 億 8230 万 3000 円を予算計上したものでございます。

続きまして 4 款 組合債、1 項 組合債、1 目 組合債、補正額 1 億 2300 万円につきましては、一般廃棄物処理事業債の追加補正でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして 18 ページにお戻り願いたいと存じます。

「第 2 表 継続費補正」でございます。これは(仮称)北河内 4 市リサイクルプラザ建設事業の工事進捗の精査を行ったことから、年割額を平成 17 年度 0 円、平成 18 年度 16 億 3157 万円、平成 19 年度 5 億 2389 万 1000 円に変更したものでございます。なお、継続費の総額につきましては変更いたしておりません。

続きまして 19 ページをお開き願います。

「第 3 表 地方債補正」でございます。これは一般廃棄物処理事業債の限度額を 6 億 8460 万円から 8 億 760 万円に変更したものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三木 静夫君） これから質疑に入ります。なお、会議規則により質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないよう念のためお知らせいたします。順次、質疑を許します。まず、通告に従い、石村議員の質疑を許します。3番、石村議員さん。

○3番（石村 淳子君） 枚方選出の石村でございます。よろしくお願いをいたします。通告に従いまして質問をさせていただきます。

私はこの組合議会2年目にあたります。ですから経過の点ではしよって質問をするところがあるかも分かりません。分かりにくい点があるかも分かりませんが、その点はお容赦よろしくお願いをいたします。

専決第1号、2号ともに平成18年度北河内のリサイクル施設をつくっていくという補正予算であります。この中で国庫補助金の内訳についてお尋ねをさせていただきます。まず循環型社会形成交付金について、以下4点お尋ねいたします。

ページでいきますとちょうど25ページですね。このところに循環型社会形成交付金、この分が載ってるわけなんです。今年度この交付金から補助金に適用になったということで、18年度予定されておりました3億6050万円の交付金がマイナスとなり、廃棄物処理施設整備国庫補助金8億8230万3000円が計上されています。私はこの間、今年の2月議会までこの本組合議会でも補助金が廃止をされるから、循環型社会形成推進交付金に変わってこの交付金が適用になるかどうか、こういうことで様々な問題を提起しながら議論をしてまいりました。その交付金が廃止をされて、国庫補助金になぜ変わったのか。その理由と経過をまず最初にお尋ねいたします。

次に循環型社会形成交付金申請にあたり提出されておりました地域計画書、これがございます。皆さんの手元に、これは18年の3月に作成された地域計画書なんです。この地域計画書の策定において、この中身が交付金の対象となりますので、この点において協議をしてきたわけです。その地域計画書にあたりましては4市のごみ減量の促進計画、それからごみ処理全般の広域的な連携が必要と、このように書かれていますし、大阪府や国との意見交換会でも指摘もありました。こうした様々な問題の整合性をどのように図ってこられたのか。また、この地域計画が今回、交付金から補助金に変わることで、どのような位置づけになるのか、お尋ねをいたします。

3つ目に、交付金が補助金に変わることで、各市の負担が随分変わってくると

思います。確かに3分の1から2分の1になるわけですから、負担は軽くなるということには間違いありません。しかし、負担が軽く済むという問題だけではなく、様々な問題が含まれていると思います。例えば、これからのランニングコスト、運搬経費、環境の影響に関する調査など、こうした問題も視野に入れて計算されているのでしょうか。また、その地域計画そのものが各市のごみ、家庭ごみですね。家庭ごみの有料化への計画になっている。そういう状況のもとでは、さらに市民負担へつながっていくのではないかと考えます。その点での見解を尋ねます。

4つ目に、住民合意についてです。この間、北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会を設置して住民とのお話し合いを続けてこられました。私は、この協議会については半径1kmという、そういう設定の仕方の問題、また本来入らなければならない自治会が入っていなかったり、反対住民を排除する協議会のあり方についてる問題を指摘してまいりました。30自治会に呼びかけてこられたということなのですが、今この交付金から補助金が変わって、今後この協議会という位置づけはどのようになるのでしょうか。施設建設の補正予算が組まれるというのは、そこに住むすべての住民にとっても大きな問題となります。本当に住民合意を貫いていくということであれば、協議会参加を呼びかけた30自治会だけではなくて、構成4市すべての住民を対象にした話し合いをきっちり行うことが必要ではないでしょうか。見解を尋ねます。

次にその他の質問としまして、27ページに各種委託料の（仮称）4市リサイクルプラザ工事監理委託料についてお尋ねいたします。この委託料は、何のための委託料なのでしょうか。工事車両や安全対策などを行う事業者なのか、設計や工事の監理、事業内容をチェックする機関なのか、具体的な中身がはつきりいたしません。また、周辺の環境対策などもこの事業の中に含まれるのかどうか、委託内容について明らかにしてください。

また、この委託契約は一体いつどのような形で行われるのか、お示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） 理事者から答弁を求めます。中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 石村議員さんの質問に順次お答えを申し上げます。

まず循環型社会形成推進交付金が廃棄物処理施設整備費国庫補助金に変わった経過についてでございますが、平成17年度の国庫補助金採択にあたりまして、循環型社会形成推進交付金と廃棄物処理施設整備費国庫補助金、いずれかを選択できるというこ

とでございましたので、私どもは有利な方法をとということで廃棄物処理施設整備費国庫補助金を選択した次第でございます。

次に国庫補助金に変更になったことに伴う影響についてでございますが、平成 17 年度における廃棄物処理施設整備費国庫補助金の採択につきましては、循環型社会形成推進地域計画の承認が前提となっておりますので、補助金の適用となっても、地域計画の内容が影響を受けることはございません。

次に補助金の適用による各市の負担についてでございますが、今回の専決処分におきまして各市負担金の減額補正を行っておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

次に住民合意について、国に報告義務はあるのかとのご質問でございますが、補助金交付手続きの要件にはございません。

続きまして対象自治会について、一定範囲を、私ども住民合意を受けるというよりも、影響を受ける範囲を、受けるだろうと見込まれる範囲を半径 1 km ということでさせていただいておりますので、一定の範囲を定める必要が当然でございます。したがって、今回定めております 30 自治会をこれ以上増やす予定というふうには考えておりません。

北河内 4 市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会につきましては、今後とも施設の環境、安全対策について活発なご協議をいただきたいというふうに考えております。

市民負担と構成 4 市全部で住民説明というようなお話もございましたけども、まず地域計画における各種のソフト事業と申します部分については、各市のソフト事業でございますので、市民負担に含めて各市が十分説明されるし、今後の計画をなされることだろうというふうに考えております。それから市民全体に説明をなさいという部分については、いわゆる輸送等含めては各市が具体的に説明を、分別収集についての説明がなされていくというふうに考えております。

次に工事監理費についてのご質問でございますが、(仮称)北河内 4 市リサイクルプラザ建設工事につきましては、設計・施工一括発注方式としていることから、業務内容のうち、設計監理といたしまして発注仕様書どおりの実施設計が行われているか、また工事監理といたしまして実施設計どおり建設工事が施工されているかについて監理を行う業務でございます。

この委託の発注時期につきましては、8 月上旬を予定いたしておりますが、契約の方法につきましては今後、具体的に精査をしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 石村議員。

○3番（石村 淳子君） 2回目の質問をさせていただきます。るる回答をいただきましたが、3月の意見交換会のときですね。国と府とあわせて意見交換会を行い、この地域計画についてお話をされてまいりました。補助金に変わる前のこの意見交換会の際、組合としても確かにその点では交付金だったのではないかというふうに思います。その話し合いのもとで、先ほど17年度交付金と補助金ですね。これをどちらか選択できるので、補助金の方を選択したとおっしゃいました。しかし、これはもっと早く分かっているべきものではありませんか。補助金というのはその前から廃止をされるということです。ずっと協議を続けてきたわけではありませんか。それだったらとっくの昔に補助金ということで、その前提のもとでこの議会も話をされてきたと思うんです。それが交付金ということになったということで、補助金が出ないということで長い間私たちはこの議会で審議をしてきました。私もこの地域計画の中身についてもその観点です。ずっと話をしてきたわけです。もちろん2分の1になったから、補助金の負担が軽くなったからそれはそれでいいんじゃないかということもあります。

しかし、そういうことだけではなくて、この地域計画の位置づけについても本当にそういう意味では3Rということで、リデュース、リユース、リサイクル、これを進めて減量促進化ということになるわけなんですけども、家庭系ごみの有料化ということも求めているわけです。この地域計画は先ほどそのまま生かされるということでしたからね。そういう点ではこの3Rを進めて減量化促進を進め、その一方で家庭のごみを有料化していくこと、これについてはやはり様々な市で検討すべきであって、その点については本当にこれ以上負担は困るという市民もたくさんいらっしゃるというふうに思うんですよ。

また、ペットボトルとプラスチックの選別の方法もこの地域計画の中では様々4市それぞれのやり方が違うんですけども、プラスチックとペットボトルの分別方法を一緒にしていく。寝屋川市の分別というのは別々になっていますよね。それをまた一緒にするという、そういうやり方をしていくというようなこととか、今まで本当に市民啓発で分別をしてきたことを、また元に戻すということが本当にできるのでしょうか。各市によって違うやり方、分別方法やごみ処理施設の状況、これが広域化の名のもとで本当にこんなやり方が市民に納得できるのか、私は疑問があります。本当にきっちりとした整合性が図れるのかどうか疑問です。今後、地域計画の整合性をどのように行っていくのか、再度お尋ねします。

また、交付金と補助金では国と府の指導内容が違うのではありませんか。どのように指導体制が変わっていくか。その点についてもお聞かせをください。

2つ目に交付金の問題です。交付金から補助金に変わることで各市の負担が減ると、そうおっしゃいました。しかしランニングコスト、安全性、運搬費用、この点については今後の課題だということなんですけども、やはり市民というのはこうした負担も含めてどうなるのかという点を考えていくわけなんですよ。今回の建設費用の工事だけでも17億の半分、約8億8000万円は補助金で、あとの半分は組合債ですね。借金になるわけです。そうした面でも本当にきっちりとしたコストや運営費、これを含めた検討をしっかりと市民に示すべきだと思います。それぞれの市が勝手にやるべきだという、こういうことでは私は済まされないのではないかというふうに思っておりますので、その点についても見解をお示しください。

最後に3つ目ですが、住民合意についてです。4月から廃プラ処理の中間処理施設民間工場のリサイクル・アンド・イコール社の操業が行われました。これに伴って様々な健康被害が今、拡大しています。そういう状況のもとで今回の補助金というのは、なぜこうなったかという、公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律にそのことが書いてある。だからこの法律に基づくかさ上げ措置がされたのだと、そして2分の1の補助率になったということで明記されています。本当にそうであるのであれば、公害防止対策に真摯に努めなければならないというふうに思いますし、住民の健康をまず第一に考えなくてはならないと思います。そのためにも4市の全地域の説明会、そして全地域の自治会参加で民主的な協議会にして、住民の意見をしっかりと受け止めて、環境対策や健康調査も行うべきと考えますが、見解を求めます。

その他のところでお聞きいたしました工事監理の委託につきましては、これから決めていくということで、要はコンサルタントに任せていくんだということではないかなと認識いたします。本来はこうした監理工程をきっちりしていくということをチェックするのは、この組合議会だというふうに思うんですね。組合議会ですっきりやらなければならないというふうに思います。こうした監理についても行政が管理をきっちり行うということが、そういった責務もあるのではないかというふうに思います。そういう点で事業者選定のあり方、透明性問題も含めてきっちり行っていただきたいということを求めておきます。以上で2回目の質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君）　　まず交付金の問題でございますが、ご承知のとおり平成 17 年度国の三位一体の改革の中で、この先ほどご説明を申しました廃棄物の処理施設整備費国庫補助金については廃止という前提で説明を私どもいただいております。そのような中で交付金の手続きに具体的に国との手続きに入ったわけでございますが、その中で地域計画の策定というものが義務づけられてまいりました。この地域計画については、基本的には各市が作り、構成 4 市の計画でございますので、私ども組合が取りまとめて、国との意見交換会に臨んだというのが実情でございます。それは既にご説明させていただいておりますので、ご承知いただいております。そのような中で国との協議会が 3 月 8 日にごございました。その日のうちにこの協議会において地域計画が承認をされたところでございます。私どもは承認を受けて、直ちに交付金の申請というふうにご考えておったんでございますが、その中で先ほどご説明申し上げましたように補助金と交付金といずれかを選択することが可能だと。ご指摘のとおり私ども寝屋川市を含む構成 4 市は公害防止区域の指定がございまして、4 分の 1 プラス 4 分の 1 の補助金ということで 2 分の 1 の補助金を受けることができるということで、有利な方を選択させていただいた次第でございます。

次に各市の分別方法の違いを寝屋川を例に挙げてご質問されております。私ども組合においていわゆる収集は行わないのでございますが、分別方法についてのご質問でございますので、この際、寝屋川の例を私どももご説明を申し上げたいと思います。寝屋川市では、ペットボトルについては現在 1 カ月に 1 回、プラスチックに関しては週に 1 回の収集をいたしております。ペットボトルを 1 カ月に 1 回しかできない理由は、いわゆるストックヤードの大きさの問題があつて 1 カ月に 1 回しか収集ができない状況でございます。私どもの施設が出来上がった段階では、これを混合収集ということで一緒に集めさせていただきます。プラスチックとペットボトルの分別については機械選別を予定いたしておりますので、スムーズに選別が施設の中で可能だということでご考えておりますので、よろしくご承知申し上げたいと思います。

続きまして地域計画に対する指導体制というご質問がございましたけれども、私どもの補助金についても今回の 18 年度以降に行われる交付金と全く同様の手続きで行われておりますので、この指導体制は、現在までの指導体制と大阪府なり環境省の指導体制は基本的には変わらないというように考えております。

施設の運営費の問題でございます。この施設を各市で共同で行うにあたって各市議会においていかなる理由で、いかなる有利さがあるのでこの施設を共同でやろうかと

いう議論については、各市の市議会の中で既に十分に検討がされておりますので、私どもはそのことを受けての組合でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後に住民合意についての質問でございます。私どもは先ほどもご説明申し上げましたように、寝屋川市における施設を建設いたすわけでございますので、市内全域を大きく構えるということではなしに、施設建設で直接影響を受けるだろうという範囲を半径おおむね1 kmということで考えております。その中で枚方交野寝屋川線からの南側、それから国道170号線から東側に存する30自治会の方々に呼びかけまして北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会という形で結成させていただいて、既に7回、十分に活発なご意見をいただいていたところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 石村議員。

○3番（石村 淳子君） 3回目で恐縮です。るるご説明をいただきました。交付金から補助金に変わる点については、やっぱり3月8日の協議会で突然言われたんだと、こういうことだというふうに思います。指導体制は全く変わらないというふうに言われたんですけども、私が聞いているのは交付金のあり方と補助金のあり方はやはり違うというふうに思います。そこら辺をきっちりと、指導は一緒なんだというふうにおっしゃっていますけども、3分の1から2分の1になるということは、それなりにまた違った形での制約もあるんじゃないかなというふうに思っていますので、その点をもう少し明確にしてください。

それから各市の負担の件についてですね。コスト面ですね。これについてはもともと市議会において共同でやることで一致しているから、それについてはいいんやという言い方をされているわけですけど、これはやっぱり各市それぞれほんとにこのことについては大きな問題なんです。その点を各市できっちりと審議を深めるためにもここでの審議が重要になってくるんです。ですからランニングコストや、そういった安全対策、運搬費用なんかも含めてきっちりと出すべきだというふうに私は思います。その点についてはもう何度言っても回答は同じでしょうから要望にとどめます。今後こういう形でのご返答でなくて、きっちりとした資料を提供してください。よろしく願いいたします。

それから住民合意については、先ほど来、被害がある半径1 kmで、これでよしと、もう大体それぐらいの範囲の方だったら被害がそこで大体止まるだろうということで30自治会に案内を出して今、7回協議をしているということです。ですけども、一番

被害が被られるという三井団地の方は入っていないわけですよ。そうしたことも含めて私はずっと審議の中で質問させていただきましたが、その点については全く回答はされませんでした。そのことを聞くつもりはありませんけれども、今本当にリサイクル・アンド・イコール社の操業のもとで健康被害が進んでいる点というのは、喉の痛みを訴えられたり、眠れなかったり、湿疹が出てきたり、既に4月、5月、6月の3カ月ですよ。3カ月でこういう状況が出てきているという点について、これはもう本当に内容を考えたら杉並病の発生したときと同じようなことが言えるんじゃないかなというふうに思っているんです。ですから余計に健康被害、こういったものの調査というのは本当にきっちりと行わなければならないというふうに私は思っています。それでなければ住民合意はとてもしゃありませんけれども取れることはできないというふうに思います。裁判も起こっている状況のもとで、様々なこうした公共施設に対しての住民の目が非常に厳しい状況のもとでは、こうした安全対策や健康管理というのをしっかりとされなければ絶対にいけないというふうに私は思っていますし、こうした住民の意見を本当に真摯に受け止めて実施していただきたいということを意見として申し上げておきます。以上です。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄） まず交付金と補助金との関係で若干ご質問ございましたので、お答え申します。基本的に交付金に変わる状況についてはご報告申し上げたとおりでございますが、交付金と補助金の基本的な違いは、交付金は弾力的に運用してもよい。年度間流用、それから事業間流用というようなものも含めて弾力的な運用が可能だというふうに聞いております。私どもは今回、施設建設だけでございますので、施設建設補助金をいただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） ほかに質疑ありませんか。松尾議員。

○9番（松尾 信次君） この17年度、18年度の補正予算につきましてはいずれも施設建設を進めるためのものでありますけれども、環境問題、そして住民合意の問題、2つの点でお聞きをしたいと思います。

第1に環境問題、安全性の問題でありますけれども、施設建設予定地の最近の状況から見て、私は本施設組合の新たな施設の建設工事については問題があるというふうに考えます。その点については指摘をしてお聞きしたいと思います。予定地のすぐ向かいの民間工場、廃プラの再商品化施設でありますリサイクル・アンド・イコール社が昨年4月から操業を始め、今年の4月から24時間終日の操業を行っております。処理

量が昨年の約3倍の増加となっています。これに伴って悪臭が住宅地にまでさらに広がり、住民の健康あるいは体調不良の訴えが相次いで起こっています。私が聞きましただけでも、目が痒いとか痛い、あるいは咳が出る、止まらない、喉が痛い、痰が出る、頭が痛い、鼻水が出る、耳が痒い、息苦しい、吐き気がする、皮膚が痒い、風邪が治りにくい、足の指がつる、全身が震える、小学生のアレルギー性結膜炎など多くの症状が訴えられておりまして、特にこの4月以降100人を超す方からこういう訴えが寄せられています。中には医師から転地療養を勧められた方や、家族を他の場所に引っ越しさせた方も出ているということも聞いておりますが、住民の皆さんからは民間工場の操業の停止を求める請願も寝屋川市長に提出されています。こういう民間工場の本格操業に伴う新たな状況、これは私は4市リサイクル組合の施設をつくる上につきましても大きな影響があるものと考えます。したがって住民の皆さんからもこれ以上新しい施設をつくってほしくないという声が寄せられております。このことが2月の本組合議会定例会以降の新たな状況であると考えます。

そこでお聞きしたいと思いますが、1つはこのような住民の被害が生まれたことを施設組合としてどのように把握をされているかという点であります。もう1点は、これ以上4市リサイクル組合の施設をつくらないでほしいという、こういう住民の声を受け止めるべきと考えますが、どのように考えますか。

第2に住民合意の問題でありますけれども、7月の1日に事業の進捗状況及び造成工場の説明会があったと聞いております。100人を超す皆さんが参加されたと聞きますが、住民の抗議が相次いで、大半の住民が退席するという状況があったというふうに聞いております。本事業が住民の理解、合意が得られていないことを示したものであると考えますが、質問につきましては2つお聞きいたします。

1つは、この説明会については寝屋川市内の30自治会の住民に限定されておりますけれども、事業の進捗の説明であれば構成4市の住民対象にも行うべきと考えますが、いかがですか。またもう1つは、住民の皆さんからは本施設組合の管理者が出席をして説明会や話し合いの場を持ってほしいという声が以前から寄せられています。今回の説明会についても管理者が出席すべきではなかったかと思いますが、この点につきましてお聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず現在の施設建設予定地における状況ということで

一定のご質問があったわけですが、ご承知のとおり施設建設の折には事前に環境影響調査というものがなされております。私どもの施設とその隣接地に建設された施設についても当然環境影響調査がなされており、大きな影響がないという判断のもとに設置されたというふうに理解をいたしております。私どもの設置をいたしました専門委員会におきましても、この立地予定場所における他施設の相加的な環境影響を配慮すべきであるとの意見が出されたものの、多くは現在の環境省の環境影響評価制度に準じて施設ごとに環境影響評価するという立場が現在取り得る最善策であるというご意見でございましたので、私どももその意見に沿って今回の施設の建設は行ってまいるという考え方でございます。

次に住民合意についての7月1日の説明会ということでご質問がございました。私どもは今回の施設の住民の皆様方のご要望とあわせて30自治会を対象にさせていただいて住民説明会を市民会館の小ホールで行ったわけでございます。この説明会を開催するにあたりましては、当然ご指摘のように管理者の出席を求めて説明会を開いてほしいという「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」からの要望書もございました。私どもはそれをあわせて今回説明会をさせていただいたわけですが、進捗状況の説明ということでございますので、当然事務レベルで十分対応が可能だということで、私ども組合と各市の代表の方の出席を求めて説明会をさせていただいたところでございます。

次に構成4市全域にということでございますが、私どもは構成4市全域を一遍に集めて説明するというのは非常に困難でございますので、市民の皆様が現在知り得る方法ということで、私どものホームページに現在の進捗状況については説明をさせていただいているところでございますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 今の答弁ですけれども、当然これ民間の施設の悪臭や健康被害は直接4市リサイクル組合がもたらしたものではないと私も思いますよ、もちろんね。しかし、4市リサイクル組合がつくる施設のすぐ向かいですよね。全然遠い場所の話であれば別でありますけれども、ほんとにすぐ向かいの話ですね。すぐ向かいに設置されている民間施設が本格操業することに伴って、住民の皆さんから健康被害が訴えられているわけですね。したがって、そういう点ではこの目の前の施設がこんな状況にあるということについては決して無関心であってはならないと思います。まして

事前に仮に影響がないというふうに判断したとしても、実際に操業が始まって、しかも本格操業が始まってからこのような被害が起こっているということであれば、これは私は大きな問題でありますし、当然実態把握をするべきであるというふうに考えます。したがって4市リサイクル組合の施設が別の施設であるという、民間施設は別であるということではなくて、当然4市リサイクル組合としても関心を持ってこの実態を把握すべきであるというふうに考えます。この点につきまして答弁を求めます。

また、専門委員会の報告がいつもこれが大丈夫というふうに言われますけれども、これもいつも私申し上げていますが、専門委員会での意見は分かれたわけです。多数意見が絶対ではないわけでありましてね。当然これは意見が分かれた問題でありますし、有力な意見として、むしろこの施設建設に伴って大気汚染が進むんだという意見もありますし、また代替案が必要であるという、こういう意見もありました。したがってそういったことを踏まえて、私は新たな状況を踏まえて考えるべきであると思っておりますし、ましてこの地域につきましては寝屋川のクリーンセンター、焼却施設、あるいは民間の産廃施設、そして第二京阪道路がすぐ横を通ると、こういう複合汚染が心配されます。住民が心配するのは当然であります。こういうことを踏まえて考えるべきであることを申し上げておきます。

また、民間の施設と4市リサイクル組合との関係でありますけれども、これも改めて指摘をしたいと思っております。平成15年3月策定の大阪エコエリア構想においては、4市リサイクル組合の施設と民間施設の関係というのをはつきり書いております。提出された事業計画の中では、廃プラスチックを利用したマテリアルリサイクル事業として、北河内の寝屋川市、枚方市等の広域行政によって収集適合物化される容器包装プラスチックを中心に容器包装リサイクル協会入札により得られた適合物を原料として再生プラスチックペレットを生産する。つまり4市リサイクル組合の施設で中間処理したものを民間工場で再商品化するというのをここではつきり書いております。これがこのエコエリア構想に付けられて、しかも後のエコタウンプランの中でも重点事業として採択されているわけでありまして。したがって、これは4市リサイクル組合の施設と民間の施設というのは別のものでなしに、私は一体のものであると考えます。この点では決してひとつとではないというふうに考えます。したがって4市リサイクル組合の施設ができれば、当然民間の処理量はもっと増えます。住民が心配するのは当然でありますから、これ以上の施設建設はやめるべきであると考えます。改めて答弁を求めます。

また、説明会につきましてであります、事業の進捗状況の説明であるから事務担当者でいいんだという、こういうご指摘がございますけれども、しかしそれならば管理者の責任とか存在の重み、あるいは住民の期待の大きさから考えて、そのことがどうなのかと。私は住民の皆さんが直接管理者に対して意見を聞いてほしい、話し合いをしてほしいという声を持っておられるということ、このことについては管理者としてぜひ対応すべきであるというふうに考えます。これは馬場管理者に対してこの点につきましてお聞きをいたします。

また、先ほど述べました事業の進捗状況の説明につきましては、多様な形でやるというものであるならば、私は直接構成4市の住民に対しても参加できる機会を作るべきであるというふうに考えます。これにつきましても改めて答弁を求めます。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 先ほどの松尾議員の質問に順次またお答えを申し上げたいと思います。

まず臭い等の問題でご質問をいただいております、民間施設の。これについては寝屋川市と住民の皆さんが協議をしておられるというふうに聞いておりますので、それについてはその結果を注視してまいりたいと思っております。

次に専門委員会の報告の中で私どもが環境影響評価制度というものについては現在取り得る最善の方法ということでご説明を申し上げましたので、今後もその立場で進めさせていただきたいと思っております。

さらにエコエリア構想の中で4市リサイクル組合の施設に着目されてなされたということは事実でございますが、これは当然日本容器包装リサイクル協会という委託団体が別にあるということについての指摘が抜けておりますので、私どもは直接その施設をお願いするのではなく、日本容器包装リサイクル協会をお願いをして処理委託をするということでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（三木 静夫君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） ご答弁を申し上げます。事務組合の職員は、私の委任を受けて責任を持って説明会を開いております。そういう意味で事務的なレベルということで職員が参りました。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 今の管理者の答弁、大変残念ですけれども、やはり管理者としての存在感といいますか、存在意義といいますか、これを直に住民の皆さんに対

して説明をしたり意見を聞くという、こういう大事な役割だと思いますので、私はそれはぜひ見直しをすべきだということを申し上げておきます。

それと先ほど4市リサイクル組合と民間工場の関係について日本容器包装リサイクル協会が入っているんだと言われますけれども、このエコエリア構想の中ではたしか日本容器包装リサイクル協会の方が入ってますよ。だけどそれを前提にしてこの民間工場で再生プラスチックペレットを生産するんだと。構成4市の枚方市や寝屋川市もそうやるんだというふうにはっきり書いてあるんですよ。だからそれは形の上ではそうかもしれませんけれども、ここまではっきりと4市リサイクル組合の分を民間で受けるんだというふうに書いておるわけですからね。それは決して私は通用しないというふうに思います。この点も改めて指摘したいと思います。

いずれにいたしましても、この安全性の問題については、周辺住民の皆さんから廃プラ処理施設が建設されたことによりまして健康被害が生まれる恐れがあるということとは言うておられました。しかし、最近の状況は恐れではなしに、実際に健康被害が発生しているということですね。これを示しているわけです。したがって私たちは施設建設を決めたというこのことだけではなしに、いつまでもこれを変えないというんじゃなしに、新たな状況のもとで新たな対応、見直しをすべきであるということを強く私は申し上げたいと思います。

ここで紹介だけしておきますけれども、杉並病の問題をいつも言われますが、杉並病の関係につきましては杉並病をなくす市民連絡会という住民組織がありますけれども、杉並病健康報告書というのが最近出されております。これを読みますと、地域住民のアンケートがされておるんですけども、転入をしてきた人が引っ越しをしてから健康状況が顕著に良くなった例が出てきておる。あるいは若い人、子どもの発症が目立っているというようなことも言われております。こういう状況も踏まえて私は行政が住民の健康を守る立場に立つこと、このことを強く申し上げたいと思います。

また、住民合意の問題でありますけれども、1つは東京都の町田市の例であります。廃プラ中間処理施設の建設について住民が強い反対をされました。そして町田市はこの建設を凍結をしております。現在も凍結をしています。そして町田市は市民の皆さんと一緒にごみ問題について議論をしていこうと、この中で廃プラ処理のあり方についても考えていこう、こういうことでされています。私は4市リサイクル組合においても住民合意を図るためにも建設ありきを見直すこと、これが第一である、出発点であること、このことを強く申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論ありませんか。松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 報告第1号 専決事項の報告について討論を行います。

専決第1号 平成17年度補正予算、専決第2号 18年度補正予算については、いずれも北河内4市リサイクル施設の建設を進めるためのものとなっています。しかし、予定地周辺では民間工場の本格操業に伴い、悪臭や健康被害が大きな問題となり、住民は操業停止を求めています。住民は今起こっている問題の解決を求めており、これ以上の施設建設は到底住民の合意を得られるものではありません。以上の理由で本専決事項の報告には反対します。

なお、造成工事についてはあとで協議会が開かれ、具体的な説明がありますが、建設推進のためのものに同意できないことを改めて申し上げておきます。以上です。

○議長（三木 静夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） これをもって討論を終結します。

これから報告第1号を起立により採決します。本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（三木 静夫君） 起立多数であります。よって本件は承認することに決しました。

日程第8、議案第3号（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設工事請負契約締結についてを議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。永田課長代理。

○課長代理（永田 昌宏君） それでは議案第3号（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設工事請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の30ページをお開きいただきたいと存じます。また、併せて参考資料の7ページ以降をご参照いただきたいと存じます。

本件につきましては、地方自治法第292条において準用する法第96条第5項並びに北河内4市リサイクル施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例（平成 16 年条例第 19 号）第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは本案の入札事務の手続きからご説明をさせていただきます。本組合の建設工事にかかります入札事務につきましては、公正性はもとより、公平性・透明性及び競争性の確保を図るため、構成 4 市合意の上、寝屋川市と「建設工事に係る入札事務等の援助に関する覚書」を締結いたしまして、寝屋川市の電子入札システムを活用した「制限付き一般競争入札方式」で行ったものでございます。

次に工事の内容につきましてご説明を申し上げます。本工事は、近年の地球環境の悪化や資源の枯渇懸念に対応する国の施策であります「リサイクルを進めることで、循環型社会の形成を推進する」ということを実現していくため、容器包装リサイクル法に基づくペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の選別・圧縮梱包処理及び保管の施設（仮称）北河内 4 市リサイクルプラザを建設する工事でございます。

施工地につきましては、寝屋川市寝屋南一丁目 1645 番地 1 他でございまして、工事の概要といたしましては、一般廃棄物のうち、容器包装リサイクル法に基づくペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を 1 日 11 時間稼働で、53 トンの処理能力がある施設の建設でございます。

主な設備といたしましては、ごみピット、クレーン、破袋機、自動選別機、手選別ライン、ペットボトル圧縮梱包機、その他プラスチック製容器包装圧縮梱包機、成型物貯留ヤード、残渣貯留ヤードでございまして、このほかに啓発施設、本組合議会の議場等を予定しております。

注文者は北河内 4 市リサイクル施設組合管理者で、請負人は大阪市淀川区宮原 3 丁目 3 番 31 号、上村ニッセイビル 10 階、新明和工業株式会社関西支店、支店長利田有三でございます。

請負金額は 17 億 1465 万円、うち消費税及び地方消費税の額は 8165 万円で、工事期間は本契約締結日から平成 19 年 12 月 31 日までとしております。契約保証金、契約条項その他は記載のとおりでございます。

入札につきましては、参考資料の 8 ページに添付させていただいております入札経過調書のとおり、6 月 22 日に入札が行われたものでございます。本入札は電子入札システムを利用した入札でございまして、入札参加業者が開札されるまで判明しない、いわゆるマスク処理を行い執行されておりますので、6 月 23 日の開札まで入札状況は分からないシステムとなっております。

入札の結果、5社の入札参加申し込みがございましたが、うち2社が入札の辞退をされましたので、3社によります入札となったものでございまして、その最低価格を入札されました新明和工業株式会社関西支店の入札参加資格を6月27日に寝屋川市の資格審査委員会において審査し、適格の判断がなされたものでございます。

また、同社が入札価格が調査基準価格を下回っておりましたことから、翌28日に寝屋川市の低入札価格審査委員会で本工事の履行について問題がないかどうか審査が実施されまして、入札価格での履行は可能である、との結論が出されたものでございます。それらの手続きの結果、寝屋川市から新明和工業株式会社関西支店の落札者決定通知をいただきましたので、7月3日に仮契約を締結したものでございます。

なお、参考資料の7ページには「建設工事に係る入札事務等の援助に関する覚書」、8ページには「入札経過調書」、9ページには「落札候補者決定に至るまでのスケジュール」、10ページには「工事概要書」、11ページ以降には「位置図」「施設配置参考図」「参考工事工程表」をそれぞれ添付いたしておりますので、ご参照いただきまして、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三木 静夫君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則により質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことができませんので、念のためお知らせいたします。順次、質疑を許します。まず通告に従い、岸田議員の質疑を許します。岸田議員。

○11番（岸田 敦子君）　四條畷選出の日本共産党の岸田敦子でございます。それでは建設工事にかかわるといことで、安全対策の問題を4点ほど伺いたいと思います。

まず初めの質問としましては、専門委員会でも議論がなされておりました活性炭の問題について伺います。これについては今年2月に行われた定例会のときにも質問をさせていただきまして、建設工事の請負契約という段階まできている以上、改めて万全な安全対策が果たしてできるのかという意味からお伺いします。まず活性炭の設置場所については、2月定例議会の答弁では「1カ所を予定している」というようなご答弁はあったんですけれども、参考資料に掲載されております工事概要書には、先ほどご説明もありましたけれども、圧縮梱包の過程に必要な機械や設備の説明しかなく、活性炭吸着塔とかそういった活性炭の設置について、また換気設備などが明記がされておられません。入札参加業者にはこの活性炭の設置を説明したのかどうか、まずお伺いします。

そして落札金額の中に活性炭の設置費用が入っているのかどうか。これも確認のた

めお伺いします。

活性炭の設置場所を指定しているかどうか。その点についてもお伺いしたいと思います。

そして最後に、落札業者はこの4市リサイクルプラザと同じような施設の建設実績がある業者かどうか。また、実績がある場合、活性炭の取り扱いの実績はあるのかどうか。以上、ご答弁をお願いします。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 岸田議員の質問に順次お答えを申し上げます。

活性炭の設置につきましては、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設工事発注仕様書におけます環境保全の項目で明記をいたしております。

次に活性炭の設置費用につきましては、集じん設備工事のうち、脱臭設備として積算をされております。

次に活性炭の設置場所についてでございますが、本工事につきましては設計・施工一括発注方式でございますので、今後、実施設計をしていく中で、設置場所が確定してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

次に請負業者の実績でございますが、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設工事の入札参加条件といたしまして、容器包装リサイクル法が完全施行された平成12年度以降で同種類の施設の元請施工した実績を有することと定めており、この実績について、寝屋川市の資格審査委員会において確認がされております。

また、活性炭の取り扱いについての実績につきましても、私どもにいただいた提出資料から確認をいたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） では2回目の質問をさせていただきます。今ご答弁いただいた中で、今回の業者の選定にあたって、入札条件の中で実績のある業者を選定していると、これは以前の資料にも見られましたので、同施設の建設実績があるということが前提条件であります。それでは何年にどこの施設を建設したのか。また、何件建設実績があるのか。そういった具体的なことを示していただきたいと思います。

そして活性炭の設置場所、今後、実施設計の中で検討していくというような、そういうお答で、今のご答弁ではこの活性炭の問題、安全対策の問題は業者任せだというような、そういうふうに聞こえるんですけれども、この点については4市リサイク

ル組合として今後どのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

そして活性炭の種類についてなんですが、これは以前、脱臭設備等について9社見積もりによるということを出していただいた資料の中で、活性炭の料金あるいは使用量、交換頻度、これら9社の見積もりではかなり差があった。そういう資料を出していただきました。この活性炭の種類について、これも2月で質問をしているところなんですけれども、今の段階でこの活性炭の種類の問題、交換頻度の問題など、どの程度検証されているのか。再度改めてお伺いしておきたいと思います。

一番初めのご答弁については、環境基準の項目に入ってる、その発注仕様書の中に入ってるということで、安全対策について以前、協議会だより4号を見させていただきましたら、ここで安全対策について議論がなされておりまして、公害防止基準とか騒音基準、悪臭とか排水の問題、これについては法律があるから、これに準じて行くと、遵守する立場でこれらを行っていくということが明確にされているんですけれども、この協議会だよりの中で最後のところに、化学物質による周辺環境への影響が出ないように十分配慮します。こういうことも書かれているわけなんです。

住民の皆さんが心配しているのは、まさにこの点なんです。先ほどご質問、松尾議員の質問の中で、また石村議員もおっしゃいましたけれども、現にリサイクル・アンド・イコール社が4月から24時間土日なしで稼働して以来、周辺住民から健康被害の訴えが相次いで起こっていると。具体的な例が先ほど紹介されましたように、本当に現実にこういう問題が起こっていて、東京の杉並と同じ症状が既に起こっている。現実判断として健康被害が発生しているということは本当に問題だと思います。こういったことが既に発生している中で、化学物質による影響が出ないように十分配慮するという具体策、それは現時点でどこまでする、またどこまでできると考えておられるのか。今まで聞いている問題ですけれども、改めて伺いたいと思います。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず業者の経験の問題についてでございますが、私どもが現在把握している容器包装リサイクル法に基づく施設については全国で9カ所、13年から18年にかけて設置された例を現在把握いたしております。

続きまして具体的に申し上げますと、この同施設の実績につきまして資格審査資料として提出されました高松地区広域市町村圏振興組合発注の南部新清掃工場廃棄物再生利用施設、それから福岡県直方市発注の直方市廃棄物運搬中継中間処理施設がございます。

また、活性炭の取り扱い実績につきましては、入札参加要件ではございませんが、先ほど申しあげました2施設に加えて埼玉県越谷市発注のさいたま市リサイクルプラザや東京都新宿区発注の新宿中継所など多数の取り扱い実績がございます。

まず設置場所について若干誤解があるようでございます。活性炭吸着塔というのは基本的には1つでございます。その吸着塔に至るまで空気をどういうふうに引っ張るかということで、ダクトで引っ張っていくわけでございますが、そのダクトについては、臭いがするところすべてにダクトを付けてまいりますので、吸着塔は1カ所でございますが、ダクトは多数に及びますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に私どもが環境保全連絡推進協議会の中でお示しをしております施設建設後の環境調査といたしまして、常時モニターをさせていただいて、電光掲示板等で皆様に表示をする設備というようなものを考えておりますので、活性炭のいわゆる破過の時期についてもお分かりいただける形にしてまいりたいというふうに考えております。

活性炭の品種及び活性炭の交換頻度につきましては、今後、具体的な実施設計の中で確定はしてまいりますけども、破過の時期というのはそういう時期で基本的に考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 今お答えをいただいたんですけれども、最後に伺った安全対策ということでは、活性炭ということで、その種類に関しては実施設計の中でこれから研究していくと、まだこういう答えで、今の段階でもまだその安全対策を明確にできないということであれば、設計が出来上がってから明らかにしていくというふうに言われても、市民の立場では、この建設に関して安全性の保証がはっきりしていないというのであれば、建設自体容認するわけにはいかないという思い、こういうことがあるということをもまず申し上げておきたいと思います。

先ほども松尾議員から紹介がありました杉並病をなくす市民連絡会、これが第2回目の健康調査報告書を今年の6月に発表されました。この中で様々な健康被害についてこういった実態があるということを実際の調査に基づいて、アンケートに基づいて報告を出している中で、そういう健康被害の実態を突きつけても、杉並区は杉並病はないというふうに答えるなど、事実を目を向けようとしない。事実から目を背けているような、そういう実態があるというふうにも書かれています。4市リサイクル組合もこの杉並区と同じような姿勢ではないかなと感じるわけなんです。実態から目を背けて、また実態を訴える声を無視して、でも計画はどんどん推し進めているのではな

いか。こういう姿勢にとれます。

化学物質についても安全性についても今明らかになっていない分、不安材料もかなりあります。だからこそ住民の方々の不安は払拭されていません。そういった安全対策について公害の発生の不安を払拭しきれない工事を推し進めること、また住民合意が図れていないことは問題ありという立場を指摘しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（三木 静夫君） 次に扇谷議員の質疑を許します。扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） 議席10番、四條畷市派遣の扇谷昭でございます。今回は通告が遅れまして事務局に大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでしたが、（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設工事請負契約締結について、低入札価格調査につきまして1点の質問をさせていただきます。

（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設工事の請負契約の入札事務は、本施設組合と寝屋川市が覚書を交わし、寝屋川市の援助を受け、寝屋川市の条例・規則等に従って実施をされたというふうにご説明をいただきました。また、最低入札者の申し込み価格が寝屋川市契約規則第11条の2第1項の基準に該当することとなったことから、「低入札価格調査委員会」が開催され、最低入札者がこの契約の内容に適合した履行が可能かどうかの調査・審議が行われたと、このようにもご説明を受けたところでございます。

近年、全国的に増加傾向にございます調査基準価格を下回る低入札は、採算を度外視した安値受注による工事の品質確保に対する支障問題や、また下請け業者へのしわ寄せ、さらには労働条件の低下等の懸念が指摘をされております。そのため一部自治体では、ダンピング受注の防止・排除や事務の効率化・迅速化等の観点から、明確な失格値や失格判断基準を設け、これらに該当するものについては失格にするなど低入札価格調査制度の運用を図っているところが見受けられるわけでございます。

また、このたびの入札公告におきまして、落札価格が調査基準価格を下回る場合は、内訳書の根拠となる資料の提出を求めることを明記しておられまして、今回の場合、寝屋川市契約規則第11条の2第1項に規定する「最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の手続き」の基準に基づきまして、その入札者の工事費等内訳書の各項目の適否や経営状態を調査し、落札者としての可否の判断をすることと、このようにされておるわけでございます。

今回の入札につきましては、先ほどご説明ございましたように5社のうち2社が辞

退され、参加した3社中2社が調査基準価格を下回り、最低入札者を低入札価格調査委員会で調査した上、落札者として決定されたと、このように報告を受けたところでございます。

本施設建設につきましては、施設建設の是非等も含めまして様々な議論がございます。とりわけ施設から発生すると予想される有害ガスの除去対策として活性炭吸着塔の設置、さらには騒音、振動、臭いや健康への被害等を食い止める環境保全対策の施設整備は最重要課題と、このようにされております。また、地域住民の皆様にとりましても最も不安要素でもあり、注目しておられるところでございます。

私の所属する四條畷市では、いまだ低入札価格調査制度は未実施でございます。調査基準価格の設定や低入札価格調査委員会での調査・審議は、私は本議案が初めての審議となります。

そこでお尋ねをいたします。調査基準価格と落札価格に税込みで約6200万円の差が生じております。直接工事費の費目ごとの適否判断において、これら有害ガス対策や環境保全対策が万全に行われるかどうかについて工事費内訳の資料提出を求め、調査委員会でどのような調査・審議が行われたのか、お教えをいただきたくお尋ねをするものです。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 扇谷議員の質問にお答えを申し上げたいと存じます。

寝屋川市の低入札価格調査委員会では、まず基本的判断基準の調査項目であります、この入札価格により入札した理由、手持ち工事の状況、施工場所と入札者の事業所との関連、手持ち資材や機械数の状況、労務者の具体的供給の見通し、公共工事の施工実績、経営内容と経営状況、信用状況等について、落札候補者に資料を提出させ、各項目ごとに私ども組合からその調査説明を行い、審査が行われました。

調査項目につきましては、すべての項目で工事の履行に特段の問題はないと判断されたものでございます。

また、数値的判断基準として、落札候補者に工事費内訳書を提出させ、直接工事費の内訳について、予定価格と入札価格の比較、仮設費などの経費の比較などについて審査がされました。その結果、主要設備のクレーン・破袋機・選別機・各圧縮梱包機等については購入を予定しており、参考見積もりを徴収して積算をしていることから、購入は現時的に可能でございまして、その他の設備につきましては自社製品・自社製造を予定していること、さらに聞き取り調査から、協力メーカーとの信頼関係・企業

努力等がなされていることなどによりまして、低価格での入札が可能になったと判断されたものでございます。

一方、工事費内訳における排気浄化用の活性炭吸着設備については予定価格以上の見積もりがされているため、十分な設備が期待できるものでございます。

以上の判断基準から本件工事につきましては、調査基準価格以下であっても、安全対策はもとより、工事の履行は可能であると判断されたものでございます。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） ただいまは低入札調査委員会の調査・審議の結果、1つは基本的な判断基準調査項目すべてにおいて工事の履行に特段の問題はないと、また数値的な判断基準となる工事内訳につきましても、一部自社製品を採用するという等、低価格での入札が可能となったと、こういうご答弁をいただいたというふうに思っております。

以前に議会に提出されました平成16年度廃棄物処理施設整備計画書によりますと、活性炭吸着塔施設整備を含む集じん設備工事の9社見積もりは大変大きなバラツキがございましたが、平均値は6300万円でございます。ご答弁では、排気浄化用の活性炭吸着設備については予定価格以上の見積もりがされているため、十分な設備が期待できる、このようにおっしゃいました。恐らく予定価格を大幅に超える見積額の提示がなされているから大丈夫ですよと、こういうご答弁かと思えます。確かに9社見積もりのどうも最高値を上回る見積価格であるようですから、活性炭吸着設備の整備に一定の評価はできるのかなと、このようには考えております。がしかし、今回の契約は設計・施工の一括発注、こういうことでございまして、詳細設計はしておられません。あくまでも予定価格積算根拠は9社の参考見積もりの平均価格を採用しておられ、発表されたものでございまして、しかもこの9社間には相当のバラツキがある中での低入札委員会における検討ということからは、項目別の詳細な比較検討をする手持ち材料が不足しておったのではないかなと、このように思うわけであります。一定の金額が盛り込まれたので、効率的で効果的な施設整備ができるという保証にはならないと、このように考えるところでございます。

要は、一体どのような施設整備をするのかということが最も大切な要素でございます。この肝心な部分が明確になっていない、このことが問題であります。施設建設、施設整備にあたりまして有害物質の除去対策や環境保全対策は、地域住民の皆様が最

も切実な声として、最重要課題として問題提起をしてこられた経緯がございます。これらの対策工事を含めまして本組合議会の議決後、着手されます施設の詳細設計、施設建設にあたりまして地元の皆様と十分協議をする場を設け、その地元協議の中で施設の全体像を明らかにし、住民の皆様の不安除去に努めていただきたいということ、それからまた想定されておりますチェック項目につきまして工事にきちっと反映をさせていただくということ、そして住民サイドに立った工事の進行に努めていただきたい。このことは強くお願いをしておきたい、このように思います。

さらに7月1日に開催されました事業の進捗状況及び造成工事の説明会が本当に騒然とした雰囲気の中で行われ、結果として大半の参加住民が途中退場し、住民不在の中で説明会が続けられたと、このように聞いておりますが、極めて遺憾と、このように申し上げておきます。これら施設建設には地元住民の皆様の理解と協力が不可欠との認識を改めて再確認し、説明会で当日組合が配布なさいました資料に書かれておりますが、事業の推進には透明性を確保します。施設の安全性には万全を期してまいります。このように書いておりますが、ぜひ忠実に履行をしていただきたい。

また、この資料の中で活性炭吸着塔の整備については、実施設計における工事請負業者の技術力、ノウハウの活用によって、さらに地域環境保全につきましては、発注仕様に基づく落札業者の詳細設計に盛り込まれます騒音、振動、悪臭、粉じん、排水、揮発性有機化合物のトルエン換算値等の環境保全対策関係項目の条件クリアによって周辺環境に影響を与えない施設整備が可能とされていきますと、このように書いておられます。いわば、どんな施設ができるのかは、今後、事業者によって作成される詳細設計、実施設計を待たなければならない状態であり、言い換えれば詳細についてはまだ全体像が明らかになっていないと言えるんだと思います。

今後の地元協議におきましては、透明性の確保に十分努めていただくこと、施設の安全性確保には万全をもって臨んでいただきたいということ、そして何よりも地域住民、市民の皆様に関われた形で施設整備の全体像を明らかにしていただき、地域住民の皆様の理解と協力を得て本施設建設を進めていただくよう強く要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（三木 静夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） それではこれをもって質疑を終結いたします。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論ありませんか。

岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 議案第3号（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設工事請負契約締結について討論を行います。

本施設は安全性の点でも住民合意の点でも建設を進める前提を欠いたままとなっています。建設工事はこれらが解決しない中で行うべきではありません。したがって工事請負契約締結についても行うべきではありません。以上の理由で本議案には反対します。

○議長（三木 静夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） それではこれをもって討論を終結いたします。

これから議案第3号を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（三木 静夫君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉会に際し、管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、監査委員の選任及び専決事項の報告並びに（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設工事請負契約締結についての議案を上程させていただきましたが、すべての案件について慎重なご審議をいただき、ご可決、ご承認、ご同意をいただき、誠にありがとうございました。

（仮称）北河内4市リサイクルプラザの建設にあたりましては、平成20年1月の施設稼働を目指し、着実に推進してまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、これから暑さが厳しくなっております。くれぐれもご健康にご留意をいただきまして、なお一層ご活躍いただきますことをご祈念申し上げます。誠に簡単でございますが、閉会に際しましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

なお、このあと議員協議会の開催要請をいたしておりますので、お疲れのところ誠に恐縮でありますけれど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三木 静夫君） それでは閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに無事、平成 18 年第 1 回臨時会のすべての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべての関係者の皆さんのご協力に心から御礼申し上げます。

今臨時会におきまして、(仮称)北河内 4 市リサイクルプラザの建設にあたっての重要な契約締結が可決され、いよいよ施設建設が行われてまいります。組合事務局におかれましては事業の円滑な推進に向けて一層の努力をされるようお願いいたします。

また、このたびは議員の皆さんの温かいご支持をいただきまして、渡辺敏弘副議長とともに正副議長の重職に就任させていただきました。私ども 2 人は、皆様方のご期待に応えるべく、協力して公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えております。

議員及び理事者の皆さんにおかれましては今後、何かとご無理を申し上げる点もあろうかと思いますが、どうかご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げ、甚だ簡単でございますが、閉会に際してのあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでございました。

以上をもちまして北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 18 年第 1 回臨時会を閉会いたします。

(午後 3 時 54 分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 臨時議長 安 田 勇

北河内4市リサイクル施設組合議会 議 長 三 木 静 夫

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 岸 田 敦 子

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 前 波 艶 子

平成18年7月7日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成18年第1回臨時会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
一	会期の決定	平成18年7月7日	決 定	会期1日間
選 挙 第 1 号	議長の選挙	平成18年7月7日	選 挙 (指名推選)	三木静夫
一	議席の指定			
選 挙 第 2 号	副議長の選挙	平成18年7月7日	選 挙 (指名推選)	渡辺敏弘
選任同意 第 1 号	監査委員の選任について	平成18年7月7日	選任同意	扇谷 昭
報 告 第 1 号	専決事項の報告について	平成18年7月7日	承 認	
議 案 第 3 号	(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設工事請負契約締結について	平成18年7月7日	原案可決	